令和 3 年 6 月 11 日

施設所有者又は管理者　様

防災危機管理局危機管理企画室
健康福祉局高齢福祉部介護保険課

社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について（依頼）

日ごろは本市防災行政及び福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 29 年度に水防法等の一部が改正され、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に位置し、名古屋市地域防災計画に掲載されている要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられております。

昨今、全国各地において未曾有の豪雨により災害が発生しており、令和 2 年 7 月豪雨では、九州を中心に全国で大きな被害をもたらしました。

熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」においては、事前に避難確保計画を作成し、更には年 2 回避難訓練を実施していましたが、施設が水没し、入所者 70 名のうち 14 名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。

今一度、出水期に備え、水害や土砂災害から社会福祉施設の施設利用者等の身を守ることを目的として避難の実効性を高めるため、避難確保計画の内容について、「緊急点検様式」に沿ってご点検頂き、安全な避難先の選定や施設利用者の避難誘導要員の早期確保などの必要な改善を実施願います。

1　緊急点検の実施主体
社会福祉施設の管理者等（令和 2 年度名古屋市地域防災計画に掲載されている施設等）

2　提出資料
「緊急点検様式（緊急点検チェックリスト）」　※記入例をご参考ください。

3　提出期限・提出先
6 月 30 日までに介護保険課（FAX:052-972-4147）まで FAX 送信お願いします。

4　その他
・避難確保計画が未作成の施設については、速やかに計画の作成をお願いします。
・新型コロナウィルスの感染拡大防止に留意した上で、施設の職員、利用者と情報共有するとともに、情報伝達等の訓練を実施ください。

【お問合せ先】
名古屋市防災危機管理局危機管理企画室企画係
藤原、伊藤、柴山
TEL：(052)972-3523